

事 務 連 絡
平成 21 年 4 月 24 日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置の Q A について（差し替えの送付）

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置に関しては、平成 21 年 4 月 17 日に経過措置を行うにあたって生じうる疑義及びその回答を送付させていただいたところですが、その Q 3 について、誤解を招く記載がありましたことから、修正を行い、その差し替え版を送付いたします。

よろしくご査収ください。

<送付内容>

- 「要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について生じうる疑義及びその回答」
Q 3 の差し替え版

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について生じうる疑義及びその回答
【Q3の差し替えについて】

<総論関係>

Q3 【差し替え版】

こうした経過措置を行うことで介護給付に要する費用が増加するのではないか。要介護認定は市町村の自治事務であるが、これに伴う給付費の増分について、国、都道府県、支払基金は負担を強いられる根拠は何か。

(答)

- 1 今回の経過措置は、要介護認定の更新に際し、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、重度になる場合や軽度になる場合に従前の要介護度とすることを希望する申請者を対象に、その希望に応じ、従前の要介護度とすることにより利用者に引き続き安定的にサービスをご利用いただく措置である。
- 2 また、要介護度は利用者のサービス量に直結するのではなく、要介護度を踏まえて**ケアプランが作成され、その上で**サービス量が決定されるものであるから、今回の経過措置によってサービスの利用が増加するかどうかを一概に判断することはできない。
- 3 こうしたことから、今回の経過措置によって必ずしも介護給付に要する費用が増加するとは言えない。